

サマーレビュー協議事項調書

| | | |
|--|--|--------------|
| 1 部局名 (課名) | 環境部 (環境政策課) | |
| 2 協議事項 (案件名) | 「ごみ屋敷」対策に関する条例の制定について | |
| 3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など) | <ul style="list-style-type: none"> ・住居等で物の堆積により周辺住民の快適な生活環境を妨げている案件（「ごみ屋敷」）が市内に存在し、市民からの苦情がある ・2022年5月現在、指定都市のうち5市が「ごみ屋敷」対策に関する条例を制定 | |
| 4 検討経過・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・2021年2月議会にて「ごみ屋敷」対策に関する条例制定についての質問あり ・2021年5月に環境部及び健康福祉部で庁内WGを設置し、「ごみ屋敷」対策を検討 ・2021年7月に「ごみ屋敷」の相談を受けたが未解決である案件について庁内調査を実施 ・「ごみ屋敷」の原因者には高齢者や障害者など生活上の課題を抱えている者が多く、問題解決のためには、単なるごみの片付けだけではなく、本人への支援が必要 ・周辺の生活環境に影響が生じるおそれがあっても、堆積物撤去の命令等の強制力のある措置が取れない | |
| 5-1 方向性の提案 (目指すべき姿) | <p>「ごみ屋敷」問題の解消、未然防止、再発防止のために、 「(仮称)浜松市住居等の不良な生活環境を解消するための条例」を2023年6月に制定(予定)</p> <p>【条例の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が居住する建物及びその敷地(隣接地や居住のため一体利用している土地も含む。)において、物の堆積により周辺の生活環境を著しく損ねている案件を対象とする ・原因者に対する支援を行い、必要として措置(勧告・命令等)を講じる | |
| 5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など) | <p>○条例制定の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市の条例制定による実績・効果 <p>○条例制定にあたっての検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容 ・条例の対象範囲 ・「ごみ屋敷」対策にかかる業務・予算の増 <p>○スケジュール(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年 9~10月 条例案の決定 11~12月 パブリックコメントの実施 2023年 5月 議案上程 6月 議決・条例施行(命令、代執行、罰則に関する規定は9月施行) | |
| 6 結果 | <p><input checked="" type="checkbox"/> 提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> | <p>具体的内容</p> |
| 7 その他 | | |